

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月15日から36年9月8日まで
平成20年10月ごろ、社会保険庁から被保険者記録照会回答票が送られてきたので、A株式会社B工場で勤務した厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを初めて知ったが、脱退手当金を受給したとする昭和37年5月2日は出産して間が無いころであり、体調不良で脱退手当金を受給することは不可能な状態だったので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている同僚女性のうち、2年以上の被保険者期間を有し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年9月8日の前後3年以内に資格喪失した9人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、8人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち5人については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から10か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給決定額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和37年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月4日から同年4月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であったが、A株式会社B製造所で勤務していた期間であるので納得がいかない。

私は、昭和19年1月にA株式会社B製造所に入社し、申立期間は工場で航空機の翼を製作する仕事に携わっていた。在職中はB市にあった同社C寮から工場に通勤していたが、退社の際に同寮から退寮した日付が分かる転出証明書ももらった。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、申立人がA株式会社B製造所に入社する前に在籍していたD高等学校(申立期間当時は、E学校。)が発行した卒業証明書及び申立人が同社を退社後F市の実家に帰郷するために同社C寮を退寮した際のB市役所による転出証明書により、申立人が昭和18年12月27日に同校を卒業後、申立期間において同社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を記憶しており、C寮でも一緒であったと主張している同僚3人のうち、申立人と同様にE学校を昭和18年12月に卒業後にA株式会社B製造所に入社したとみられる2人及び同社C寮の寮長であった者について、いずれの者も社会保険事務所が保管する同社B製造所の厚生年金保険被保険者名簿において、19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、申立期間当時、入社から一定期間経過後に従業員の厚生年金保険(昭和19年5月31日以前は、労働者年金保険。)の加入手続を行っていたものと推認できる。一方、申立人については、事業主が厚生年金保険の加入手続を行う前に、同社B製造所を退社したため、厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社 B 製造所の厚生年金保険被保険者名簿においては、申立期間及び申立期間の前後の昭和 18 年 12 月から 19 年 6 月までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者として記載されている約 6,500 人の中に申立人の氏名は無い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A 株式会社 B 製造所は昭和 20 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、法務局の記録によれば同社は 24 年 8 月に解散している上、申立期間当時の事業主は所在等不明であり、人事担当の勤労課長も死亡していることから、申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。